平成２６年（フ）第１９５２号
神奈川県高座郡寒川町岡田７丁目１番30―206号
債務者　木戸口明子
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９６５号
神奈川県茅ヶ崎市西久保758番地
債務者　茂手木　雄
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９６６号
神奈川県茅ヶ崎市西久保758番地
債務者　茂手木美枝（旧姓長野）
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５６１号
栃木県河内郡上三川町大字上三川5044番地２
債務者　吉澤　浩一
1　決定年月日時　平成26年12月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第９７６号
東京都立川市富士見町１丁目32番17号みとやビル405号
債務者　岡本　尚己
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４８４号
岡山市北区東古松５丁目５番９号シャンティ東古松２―Ａ号、旧住所岡山市北区東古松４丁目４番22号サクラソウ301号
債務者　松田　岳志
1　決定年月日時　平成26年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８７１号
横浜市南区南吉田町３丁目36番地
債務者　渡辺利江子
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９３３号
横浜市中区寿町３丁目11番地８　第３港館418号室
債務者　奈良　　誠（旧姓芹沢）
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４０９号
静岡県浜松市中区西伊場町56番801号　第１ビレッタ浜松
債務者　岡本きぬ子
1　決定年月日時　平成26年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午前10時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４０号
熊本県天草市川原町８番39号　森山アパート３号室
債務者　田﨑　愛子
1　決定年月日時　平成26年12月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月16日午前10時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２６年（フ）第１８１号
沖縄県沖縄市池原３丁目６番５号　アクアマリン302
債務者　カルロ　ベンワード　モンティファー
1　決定年月日時　平成26年12月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第３０９号
静岡県浜松市南区中田島町1591番地の１
破産者　株式会社サヤマ
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４５０号
北九州市若松区修多羅３丁目６番25号
破産者　有限会社マリンステージ
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２２３号
山形県西村山郡西川町大字吉川字久保241番地の１
破産者　株式会社サンアイ
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５７号
千葉県鴨川市太海452番地５　関千和子方
破産者　関　三千代（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第２９号
千葉県館山市北条2617番地
破産者　有限会社白頭山
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部